

除排雪に関する決議（案）

本市は、令和8年1月下旬、観測史上4位となる最大積雪183センチメートル、15日間で平年の約3倍となる累計降雪量261センチメートルを記録する「豪雪災害」に見舞われた。この事態に対し「豪雪災害対策本部」が設置され、災害救助法が適用されたが、道路の除排雪が大幅に遅延したことで、市民の暮らしに深刻な支障をきたした。

今冬挙げられた除排雪の課題としては、除排雪作業の遅延、相談窓口の機能不全、担い手および機力の不足、契約制度や情報発信の在り方など、多岐にわたる。

本委員会は、今冬の豪雪災害を受けて、市民が安心して暮らせる「雪に強いまちづくり」を再構築するために、来冬に向けて、以下の決議事項に係る実施を強く求めるものである。

決議事項

1. ICT・デジタル技術の活用などで作業状況の把握と見える化を推進すること。
2. 除排雪作業に遅れが生じた工区への応援体制や、市民の要望と緊急時に対応するための体制の強化を図ること。
3. 将来にわたる除排雪体制を維持するため、事業者の声を反映した契約方式の検討と、オペレーター不足への対応策を講じること。
4. 豪雪時に応答率が30%を下回ったコールセンターの抜本的改善を図るなど、市民の相談体制の対応強化を図ること。
5. 除排雪事業者の評価制度について、事業者も市民も納得できる評価内容に見直しを図ること。
6. 雪捨て場の確保について、国・県有地をはじめあらゆる可能性を探り、新たな場所の確保を図ること。